

別紙様式第1号（第7条関係）

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類

- 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

（記載上の注意）

- 1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針について、その概要（当該措置の実施に対する取組の方針及び当該措置に係る体制（理事の関与を含む。）の概要を含む。）を記載すること。また、当該措置の実施に関する方針と法の施行日前における対応措置に違いがある場合は、その内容も記載すること。
- 2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制について、その概要（当該措置の状況を適切に把握するための記録の保存及び当該措置の状況の理事への報告の概要を含む。）を記載すること。
- 3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制について、その概要（当該苦情相談を受け付けるための主たる事務所における独立した苦情相談窓口の設置の状況及び当該苦情相談を受け付けるための従たる事務所における体制の状況を含む。）を記載すること。
- 4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制について、その概要（法第4条第1項の規定に基づく措置を行った中小企業者に対して、経営状況の継続的な把握及び経営に関する相談又は指導を行う体制の概要を含む。）を記載すること。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

(記載上の注意)

- 1 別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこと。
- 2 別表中の各欄には、法の施行日から各期末までの累積額及び累積件数を記載すること。
- 3 別表1、別表3及び別表5に記載する額は、これらの別表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- 4 この様式中の「貸付けの条件の変更等」とは、貸付債権に係る元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの、代物弁済の受領及び利息の支払猶予（以下「元本の返済猶予等」という。）であって、元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うものをいう。
- 5 元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、当該元本の返済猶予等は「貸付けの条件の変更等」に該当しないものとする。ただし、債務者から申込みを受けた元本の返済猶予等を行うことを拒否する場合には、「貸付けの条件の変更等」とみなして、別表中の「申込み」に係る貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。
- 6 この様式中の「信用保証協会等」とは、信用保証協会及び第4条第2項各号に掲げる者をいう。
- 7 この様式中の「条件変更対応保証」とは、法第11条第2項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証（旧債の借換えに係るものであって、当該保証に係る貸付債権の額に対して保証をする額の割合が100分の40であるものに限る。）をいう。
- 8 この様式中の「申込み」とは、貸付けの条件の変更等の申込みであって書面で受け付けたもの（金融機関の職員が債務者からの口頭の申込みの内容に係る記録を行ったものを含む。）をいう。
- 9 この様式中の「実行」とは、貸付けの条件の変更等を行うことをいう。
- 10 この様式中の「謝絶」とは、実行を拒否することをいい、貸付けの条件の変更等の申込みの日から3月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの（当該貸付けの条件の変更等の申込みに係る貸付債権について、信用保証協会等において当該貸付債権に係る債務の保証を応諾するか否かの判断に至っていないものを除く。）については、「謝絶」をしたものとみなす。

なお、別表中の各欄の集計に当たっては、一度「謝絶」に係る貸付債権として計上したものについて、同一の債務者から当該貸付債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを再度受けて謝絶をした場合であっても、「申込み」に係る貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権には再度計上しないこととする。ただし、同一の債務者から当該貸付債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを再度受けて実行をした場合には、「申込み」に係る貸付債権及び「実行」に係る貸付債権に計上することとする。
- 11 この様式中の「審査中」とは、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあったものの、未だ当該申込みについて、「実行」、「謝絶」又は「取下げ」に至っていない状態をいう。
- 12 この様式中の「取下げ」とは、債務者の意思で申込みを撤回することをいう。ただし、債務者の意思で申込みを撤回していない場合であっても、当該債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けた場合は、

これらの決定又は命令に係る貸付債権は、「取下げ」に係るものとみなす。

13 別表3及び別表4中の「他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、債務者から他の金融機関（法第4条第4項及び第5条第2項に規定する緊密な連携を図るよう努める者をいう。以下この13及び14において同じ。）に対しても貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合におけるこれらの貸付けに係る債務者をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが当該申込みの事実が確認できなかった場合におけるこれらの債務者を除くものとする。

14 別表3及び別表4中の「他の金融機関が法の施行日後に貸付けの条件の変更等を実行したことを認識している場合」とは、債務者から他の金融機関が貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会したが当該実行の事実が確認できなかった場合を除くものとする。

15 法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる法第7条第1項の説明書類を作成するときは、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。

16 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、最初の借換えの後に条件変更対応保証を受けた貸付債権に再度借り換えられるものにあつては、当該再度借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該再度借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

なお、条件変更対応保証の保証期間の終了後に保証を受けない貸付債権に再度借り換えられることを前提として条件変更対応保証を受けた貸付債権については、当該再度借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該再度借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

17 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、最初の借換えの後に条件変更対応保証を受けた貸付債権に再度借り換えられるものにあつては、当該再度借り換えられる日（複数回借り替えられるものにあつては、最後に借り換えられる日。以下17において同じ。）の前日までの間は、「審査中」の貸付債権に計上し、当該再度借り換えられる日以降は「実行」に係る貸付債権に計上することとする。ただし、当該再度借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

なお、条件変更対応保証の保証期間の終了後に保証を受けない貸付債権に再度借り換えられることを前提として条件変更対応保証を受けた貸付債権については、当該再度借り換えられる日までの間は、「審査中」の貸付債権に計上し、当該再度借り換えられる日において「実行」に係る貸付債権に計上する。ただし、当該再度借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

18 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、借換え時に複数の貸付債権に分割して借り換えられるものにあつては、そのすべてが条件変更対応保証を受けた貸付債

権に借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

19 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、借換え時に複数の貸付債権に分割して借り換えられるものにあつては、そのすべてが条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる日の前日までの間は「審査中」の貸付債権に計上し、当該借り換えられる日以降は「実行」に係る貸付債権に計上することとする。ただし、当該借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

20 平成 23 年 9 月末において「審査中」の貸付債権（条件変更対応保証に係るものを除く。）については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。

別紙様式第2号（第11条関係）

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第8条第1項に規定する報告

年 月 日

（提出者）主たる事務所の所在地
名称
代表者 役職・氏名 印

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第8条第1項の規定に基づき、法第4条から第6条までの規定に基づいてとった措置の詳細に関する事項を次のとおり報告します。

記

- 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針
- 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項
- 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項
- 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

（記載上の注意）

- 1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針
第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針（当該措置の実施に対する取組の方針及び当該措置に係る体制（理事の関与を含む。）の概要を含む。）を記載すること。また、当該措置の実施に関する方針と法の施行日前における対応措置に違いがある場合は、その内容も記載すること。
- 2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項
第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項（当該措置の状況を適切に把握するための記録の保存及び当該措置の状況の理事への報告の概要を含む。）を記載すること。
- 3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項
第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項（当該苦情相談を受け付けるための主たる事務所における独立した苦情相談窓口の設置の状況及び当該苦情相談を受け付けるための従たる事務所における体制の状況を含む。）を記載すること。
- 4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項
第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項（法第4条第1項の規定に基づく措置を行った中小企業者に対して、経営状況の継続的な把握及び経営に関する相談又は指導を行う体制の概要を含む。）を記載すること。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表6まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

(別表5) 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要

[債務者が中小企業者である場合]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名又は商号若しくは名称	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要

[債務者が中小企業者である場合]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名又は商号若しくは名称	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表7から別表10まで）

（別表7）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

（別表8）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

(別表 9) 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要

[債務者が住宅資金借入者である場合]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由

(別表 10) 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要

[債務者が住宅資金借入者である場合]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由

(記載上の注意)

- 1 別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこと。
- 2 別表中の各欄には、法の施行日から各期末までの累積額及び累積件数を記載すること。
- 3 別表1、別表3及び別表7に記載する額は、これらの別表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- 4 この様式中の「貸付けの条件の変更等」とは、貸付債権に係る元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの、代物弁済の受領及び利息の支払猶予（以下「元本の返済猶予等」という。）であって、元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うものをいう。
- 5 元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、当該元本の返済猶予等は「貸付けの条件の変更等」に該当しないものとする。ただし、債務者から申込みを受けた元本の返済猶予等を行うことを拒否する場合には、「貸付けの条件の変更等」とみなして、別表中の「申込み」に係る貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。
- 6 この様式中の「信用保証協会等」とは、信用保証協会及び第4条第2項各号に掲げる者をいう。
- 7 この様式中の「条件変更対応保証」とは、法第11条第2項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証（旧債の借換えに係るものであって、当該保証に係る貸付債権の額に対して保証をする額の割合が100分の40であるものに限る。）をいう。
- 8 この様式中の「申込み」とは、貸付けの条件の変更等の申込みであって書面で受け付けたもの（金融機関の職員が債務者からの口頭の申込みの内容に係る記録を行ったものを含む。）をいう。
- 9 この様式中の「実行」とは、貸付けの条件の変更等を行うことをいう。
- 10 この様式中の「謝絶」とは、実行を拒否することをいい、貸付けの条件の変更等の申込みの日から3月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの（当該貸付けの条件の変更等の申込みに係る貸付債権について、信用保証協会等において当該貸付債権に係る債務の保証を応諾するか否かの判断に至っていないものを除く。）については、「謝絶」をしたものとみなす。

なお、別表中の各欄の集計に当たっては、一度「謝絶」に係る貸付債権として計上したものについて、同一の債務者から当該貸付債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを再度受けて謝絶をした場合であっても、「申込み」に係る貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権には再度計上しないこととする。ただし、同一の債務者から当該貸付債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを再度受けて実行をした場合には、「申込み」に係る貸付債権及び「実行」に係る貸付債権に計上することとする。
- 11 この様式中の「審査中」とは、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあったものの、未だ当該申込みについて、「実行」、「謝絶」又は「取下げ」に至っていない状態をいう。
- 12 この様式中の「取下げ」とは、債務者の意思で申込みを撤回することをいう。ただし、債務者の意思で申込みを撤回していない場合であっても、当該債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けた場合は、

これらの決定又は命令に係る貸付債権は、「取下げ」に係るものとみなす。

13 別表3及び別表4中の「他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、債務者から他の金融機関（法第4条第4項及び第5条第2項に規定する緊密な連携を図るよう努める者をいう。以下この13及び14において同じ。）に対しても貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合におけるこれらの貸付けに係る債務者をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが当該申込みの事実が確認できなかった場合におけるこれらの債務者を除くものとする。

14 別表3及び別表4中の「他の金融機関が法の施行日後に貸付けの条件の変更等を実行したことを認識している場合」とは、債務者から他の金融機関が貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会したが当該実行の事実が確認できなかった場合を除くものとする。

15 法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる法第8条第1項の報告を行うときは、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。

16 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、最初の借換えの後に条件変更対応保証を受けた貸付債権に再度借り換えられるものにあつては、当該再度借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該再度借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

なお、条件変更対応保証の保証期間の終了後に保証を受けない貸付債権に再度借り換えられることを前提として条件変更対応保証を受けた貸付債権については、当該再度借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該再度借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

17 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、最初の借換えの後に条件変更対応保証を受けた貸付債権に再度借り換えられるものにあつては、当該再度借り換えられる日（複数回借り替えられるものにあつては、最後に借り換えられる日。以下17において同じ。）の前日までの間は、「審査中」の貸付債権に計上し、当該再度借り換えられる日以降は「実行」に係る貸付債権に計上することとする。ただし、当該再度借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

なお、条件変更対応保証の保証期間の終了後に保証を受けない貸付債権に再度借り換えられることを前提として条件変更対応保証を受けた貸付債権については、当該再度借り換えられる日までの間は、「審査中」の貸付債権に計上し、当該再度借り換えられる日において「実行」に係る貸付債権に計上する。ただし、当該再度借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

18 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、借換え時に複数の貸付債権に分割して借り換えられるものにあつては、そのすべてが条件変更対応保証を受けた貸付債

権に借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。ただし、当該借り換えられる日の前までに謝絶をした場合は、当該謝絶をした日までの間とする。

19 条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、借換え時に複数の貸付債権に分割して借り換えられるものにあつては、そのすべてが条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる日の前日までの間は「審査中」の貸付債権に計上し、当該借り換えられる日以降は「実行」に係る貸付債権に計上することとする。ただし、当該借り換えられる日までに謝絶をした場合は、「謝絶」に係る貸付債権に計上するものとする。

20 平成 23 年 9 月末において「審査中」の貸付債権（条件変更対応保証に係るものを除く。）については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。